興能信用金庫

契約終了後の融資契約書類等のお取り扱いについて

平素より、興能信用金庫をご利用いただき誠にありがとうございます。

当金庫ではこれまで、お借入が契約終了(完済)となりました場合には、お借入時にお預かりした融資契約書等につきまして、お客様へご返却させていただいておりましたが、令和7年5月1日以降に契約が終了した融資契約書等はご返却せず、当金庫にて5年間保管し、保管期限経過後に責任をもって廃棄させていただく取扱いに変更させていただきますので、お知らせいたします。

なお、不動産担保設定等に関する書類につきましては、不動産担保解除登記等に必要となりますので、従来通りお取扱い店舗からご返却させていただきます。

また、上記の取扱いに限らず、契約終了後の融資契約書等のご返却、または「完済(終了)証明書」の発行をご希望される場合は、お手数ですがお取扱い店舗までその旨お申し出ください。

ご不明な点がございましたら、お取扱い店舗までお問合せください。

以上

承認番号:06-164